

デジ教研アンケート 議論ウォール 31

【質問】

学習者用デジタル教科書の実現には、「著作権法の改正」や「教科書検定制度改革」が必要だと思いますか？

デジーです。よろしくね！



(c)hayashi emiko

みんなのデジタル教科書教育研究会
Facebookグループ

【質問】学習者用デジタル教科書の実現には、「著作権法の改正」や「教科書検定制度改革」が必要だと思われませんか？

第31回アンケート議論ウォール

ウォール投稿数：46件

（投稿された書き込みについては、同一人物等の連続投稿などを読みやすくしています。そのため、投稿に振られた番号と投稿数が一致しないことがありますことをご了承下さい。）

アンケート回答延べ数：27人（複数回答）

サマリー制作：池田順一、薄墨桜

（議論開始 2011.11.14 16:47）

<https://www.facebook.com/groups/dkyof/274944659214441/>

【質問】

学習者用デジタル教科書の実現には、「著作権法の改正」や「教科書検定制度改革」が必要だと思われませんか？必要な場合、どこをどう直す必要があるかをコメント欄に記述していただくとありがたいです。（複数回答可）

【回答数】

「著作権法の改正」と「教科書検定制度改革」の両方が必要	25票
「著作権法の改正」は必要	2票
「教科書検定制度改革」は必要	
どちらも、現行のまま、運用次第で何とかなる。	

【投稿】

001 著作権法の第三十三条では「教科用図書」とあるので、(*1)「学習者用デジタル教科書」が「図書」ではないと見なされそうなので、まずはここが根本的に変わらないだめではないかと。

http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html#2_3e

著作権法 第五款 著作権の制限（私的使用のための複製）

教科書検定制度もおそらく変える必要性はあるのですが、具体的にどこを変えればいいのか、どこが支障になっているのかがわからないのでどなたかおわかりになる方いらっしゃいましたら教えてください。

002 (*2)昨日のミーティングで思ったのは、(*3)DAISY[デイジー]教科書はあんなに有効に違いなく、おそらく、全国のほとんどの教室に1～2名はニーズがあるはずなのに、900名弱しか使われていないんですね。なぜかという、使う人の氏名を報告しなければならないのです。つまり

、「障害があっても必要です」と文科省に報告をすると。これでは、グレーゾーンの子のために、気軽に利用するわけにはいかないのです。グレーゾーンで必要な子も手軽に利用できるようにするのは第三十三条の二を変える必要があるのか、それとも、そこをいじらずとも可能な手だてがあるのか、そんなところも悩みどころな訳です。(008：後出)先生とか詳しくそうですがいかがなものでしょうか。

また、(*4)河村先生から懇親会の席で伺ったのですが、学校図書館にDAISY図書を置いておくという手を教えてもらいました。例えば、そこでニーズを把握したとして、ある子にとって、教科書もDAISYにすると有効だと分かったときに、それを名前を申請して、一ヶ月後から利用するとかいうのもどうかと思うのです。申請なしで使いたい子がDAISY教科書を使うようにはできないものではないでしょうか。

003 デジタル教科書をはじめとした著作権の問題については、「～ではないか」という推論が多く、実際の所はどうかというのを知りたいですね。ただ、先日、(*6)CRIC（著作権情報センター）に問い合わせをしたときにも、教育の情報化にまつわる著作権関連の整理はまだ十分に行われていないようでした。韓国でもデジタル教科書研究校では著作権処理をしているけれども、他の学校では同じデジタル教科書が使えないのは、著作権の問題があるためだそうです。こうしたことから、僕は、教育の情報化が行われるにあたって、どんな事例が予想されるのかを、このデジ教研のメンバーの方々をはじめとしたみなさんから寄せ集めて、そして、著作権情報センターなどに、こうした課題があるということ伝えるようなことをしてみたらと思っています。

法を読んだり、解釈を考えることも必要ですし、さらに、法の専門家の方々にご検討いただくための、教育現場における著作権の課題について、出してみたいです。いかがでしょうか。

004 003さん ありがとうございます。もう少し、反応を待って、WGの立ち上げを検討しますね。

005 ・文章、テキスト

- ・画像（イラスト、絵、写真等）
- ・動画（録画物、創作物[CG等]
- ・音声、音楽、効果音のようなもの

とりあえず思いついたものを並べてみました。このようなものが盛り込まれると思います。これらについてすべて考えなくてはいけないのかな？これらが有機的につながるときにどんな課題が出てくるのか。

006 グレーゾーンの子がDAISY教科書を使える為には？・・・>グレーゾーンの方がDAISYを使える為には？と範囲を広げて考えてみました。ある公立図書館でのDAISYの取り扱い例...「まずDAISYをつくるには、最初に一般図書を音訳図書にしても良いですか？と言う葉書を出して、著作者に許諾を求めて、点訳図書や音訳図書（DAISY）を作成します。作業は主にボランティアがしますが、図書をDAISYにできる技術を持ったボランティアの養成が、まず難しい。ここの図書館では、DAISYを教える講師の職員が一人だけしかいないので、2年に一度の養成講座開催になってしまう。点訳講座とDAISY講座を交互に開催している。」そして、「作成されたDAISY

は図書館の書庫に入れられ保管されます。一般への貸し出しは著作権法で禁止されているため、一般図書扱いにはなりません。貸し出しの対象者は、障害者です。」 「数が限られるDAISYをできるだけ多くの利用者に貸し出しする為に、全国の図書館で作成されたDAISYは、国立国会図書館の目録に登録され、全国組織で貸し出しがされています。」 「盲学校や聾学校の生徒は、公立図書館からの貸し出し対象となっています。」 ☆さて、随分昔の公立図書館での大会で、「一番最初にDAISYを作る葉書を出す際に、障害者だけでなく、グレーゾーンの人も含めて許諾を求めたら良い、と提案した図書館職員がいたそうです。そして、高齢者も含めたらどうかとも。」 ☆この、障害者だけを対象に許諾を求めるのではなく、グレーゾーンまで範囲を広げてDAISYを作る許可を著作者に求めることは、とても重要だと思います。

007 僕が思い浮かんだのは、

- ・自分で購入した教科書は自分のためだけならばコピーして、授業用のノートとして使用することは可能か？
- ・デジタル教科書を既存の教科書から自作して、授業中に使用するのはいかがでしょうか？
- ・教科書のイラストを試験問題にさし絵として使うのはよいか。
- ・教科書の実験図を試験問題に問題として使うのはよいか。

など、誰もが著作権にふれるのかどうかを意識したり、議論したりしたときのことをまとめておき、著作権管理関係各省庁、機関などに提言するときの貴重な資料になると思います。

「これはいいのかな？」と自問自答したことも集めるなどですね。

個人的に聞くよりも、聞く前に、多くの声を集めて、ある程度、議論したりして、専門家の意見を聞いたり、ウォール学習会のゲスト講師として、著作権の解説をしていただく方に登壇いただけるのではないかと思います。

デジタル教科書やデジタル教材を作ろうとしている企業の方々も興味関心がある部分ではないかと思えます。

僕は法律の専門家でもないのですが、いろいろと法律についての解釈はできますが、実際に判例があることなどは、専門家の方が詳しいと思います。様々な方々から、素朴でもいいので、

「これ、著作権法では、どうなっているんだろう？」

と思ったことを寄せ集めていけることを願っています。

PS：(006)さんの上記の書き込みを見て、自分が知らなかったことだと思いました。そうしたことをここだからこそ、集まりやすいのではないかと思います！デジ教研寄れば文殊の知恵！

008 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」が参考になります。このガイドラインによれば、やる気さえあれば柔軟な対応が出来るはずなんですけれども。。。

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>

図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

それで現状はどうかというと、なかなか厳しいようです。啓発やきちんとした予算付け、人員配置が必要でしょう。そのあたりは、下記の報告書に詳しいです。デジ教研でプレゼンして頂いた、(*5)野村美佐子氏も分担執筆しています。

公共図書館における障害者サービスに関する調査研究

<http://current.ndl.go.jp/node/18014>

009 ソフトメーカーの者ですが、多くの方から「子どもが使うソフトは操作性を統一するべき」とか「アイコンだけでも統一しないとだめだ」とご意見を頂戴いたします。確かにそう思いますが、操作性は特許、アイコンは著作権に守られ、企業努力だけでは解決できない問題です。また、仕様統一すると営利団体としては活動しにくくなるという問題も抱えています。現実路線ではAPPLICの取り組みなど丁度良いのではないかと。

010 >009さん

貴重なご意見ありがとうございます。そうした事情を知らない自分にとっては、思いだけで「統一したほうがいい」などと簡単に口にしますが、なかなか難しい事情もあるんですね。大変、勉強になりました！

011 >009さん ありがとうございます。APPLICって知らなかったの、検索しました。このことですね。

全国地域情報化推進協会【APPLIC】 <http://www.hitachi.co.jp/Div/jkk/glossary/0279.html>

012 APPLICでは各教育システムが連携できるように、システム間のインタフェースだけ定義し、各システムのUIは自由にしています。 <http://www.applc.or.jp/app/> ←このページの下から2つ目のリンク

013 >008さん コメントありがとうございます。2010年1月9日に(008)さん御自身が参加された資料が分かりやすいと思いましたので、引用させていただきます。^^

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/daisy/seminar20100109/paneldiscussion.html>

「著作権法改正とDAISY教科書による教育支援」によると、今迄視覚障害者が対象であったものが、視覚障害者「等」と言う様に対象範囲が広まった。そして、視覚障害者のために録音図書を作る場合には、その主体が点字図書館などにカギられていたものが、公共図書館や学校図書館が指定される可能性がある。(・・>地元の公共図書館に確認を取りました。どちらも指定されたそうです。^^ 学校図書館でDAISYを作成することができるようになったそうです。そして、今迄、葉書をだして許可を得ていたけれども、もう葉書をださなくても良くなったそうです。)

それから、その公共図書館では視覚障害者手帳のある方に、DAISYを貸し出しするとサイトに明記されていますが、確認したところお試しならグレーゾーンの個人にDAISYを貸し出しすることはできるそうです。ただ、今迄そういう個人の申し出が全然なかったと言っていました。

014 これは著作権法改正の趣旨の周知徹底が圧倒的に不足しているのが原因ですね。

015 そうですね。改正のお知らせを見た記憶がないです^^ ; ☆図書館のサイト見ると、視覚障害

者しか借りられないように思います。貸し出す時に障害者手帳がある方には郵送代が無料になるなどのため、障害者手帳を必要だそうなんです。借りられる資格(?)に、グレーゾーンの方は困りますね。。

016 >008さんのパネルディスカッションのプレゼン資料分かりやすいですね。^^学校図書館でDAISYを作成できることは分かりましたが、その作成を指導できる人材がないような気が。ネット使って、eラーニングで養成しましょうか？

017 DAISY製作養成e-ラーニング講座、やろうと思えばできてしまうのでは？

018 民間ボランティアに外部委託することも可能です。契約段階で、あくまでも「図書館」が製作主体であることが分かればよいはずです。

019 (*7)EPUBにしてAPPLE iTunes Podcastで無料配信しましょう^^

020 「「図書館」が製作主体であること」でないといけないのでしたっけ？

021 残念ながら、著作権法施行令や施行規則ではそのように読めます。

022 今回の著作権法改正で、視覚障害者のために音訳図書を作る事が認められたのが学校図書館です。

023 個人ボランティアができてよさそうなのに、残念。。

024 DAISYの絶対数が少ない。..>みんな知らない。^^;量を増やすことも知名度を上げる為には必要ですよ。

025 図書館等からの委託業務としてならボランティアが製作できるというのが、文化庁著作権課の見解です。ただし、検定教科書の場合は33条2項の規定によれば、非営利の場合に限り教科書出版社に事前通知するだけで、誰でもが複製(DAISY化含む)できます。ただし、対象児童生徒の学習の用に供する目的に限られます。

026 >025先生 対象児童生徒の学習の用に供する目的に限られるということは、つまり、その子のためだけにするというわけですよ。せっかく作っても複製できないのであれば、ものすごく効率が悪いですよ。

027 公共図書館の複製においても、要求があった時点で複写(コピー)しなければなりません。これは利用が多そうだ...とって、あらかじめ数枚複製しておいて来たら提供する...ということになると、著作権違反になったりします。

028 しかし大切なことは、教科書やその他学習に必要な図書がはじめからアクセシブルな形式で出版されているべきなのです。河村氏も強調してましたが、ePUB+DAISYで、出版社にとっても無

理なく出来る下地が出来たといえます。検定教科書については、当然のことですが、国・文科省の責任でやるべきです。

027様>実は公共図書館では、複製だけではなく複製物の自動公衆送信（送信可能化含む）も出来るようになったのですから、是非、館間サービスのネットワーク化に取り組んで欲しいものです。（*8）サピエ図書館との連携、国立国会図書館との連携など、デジタルネットワークのメリットを最大限生かして欲しいものです。

029 最初の河村さんの提案「学校図書館にDAISY図書置いてニーズを把握する」に、話が戻ってきたわけですね。学校図書館ならDAISY図書を許可無しで複数作ることができるわけですから、まずそこからスタートするのが一つの方法になる。

030 (026)様>リハビリテーション協会が中心となって、デジジー教科書の製作ネットワークを作り、分担しながら製作しています。複数のグループで同じタイトルのデジジー教科書を重複して作るといった無駄を排するためです。一旦作ってしまえば、デジタルですから複数コピーし、当該児童生徒に手渡すことは手間ではないと思います。むしろ、申請手続きやら、学校での利用環境の整備などがやっかいのようです。こちらあたりは、（*9）青森の神山先生が、実際の事情に詳しいと思いますが。。。

031 (029)様>単独の学校図書館レベルではそうは言っても大変ですので、デジタルネットワークを活用して全国の図書館と外部の製作者、そして教科書出版社からのデータ提供で協力関係を作り、文科省は本来の責任を果たしていないのだから、最低限、これら事業のための資金支援をすべきではないでしょうか。すでに諸外国では、実現していることです。

032 (031)さん>そう言えば、公共図書館の音訳図書担当の方から聞いたのですが、学校図書館からグレーゾーンの子どもにDAISYを貸し出したいという要請が来たら、検討するそうです。まだ要請が来た事が一度もないそうですけど。^^；

033 図書館は、著作権法の改正で2010年から、コピー自由の例外的措置が盛り込まれたため、例外的存在です。それより、教科書や個々の先生が独自のアイデアで作成、発意した著作物の著作権、あるいは著作物の加工、複製をどうみるかという基本の話に期待します。『教える』という行為は、先生間なりで高めあう相互作用があっていいというのが基本ですが、教科書とそのデジタル化、あるいは教科書とその活用、教え方には明らかに差異があります。教える、という行為は教科書の応用力のほうのもの、というのが小生の考え方です。が、その教えるという行為において、相反する教科書内容、あるいは不適切なテスト内容があるとしたら、どうだろう。教科書は教育行為全体において、どんなポジションをもつのか、が課題とするところでしょう。

034 今年の春から数多く出てきた提示型デジタル教科書ですが、画像著作権処理では苦労しましたよ。デジタルというだけで勝手にDLやコピーされてしまうというのが、権利元の見解。

寺社仏閣の態度は卑劣ですよ。教科書紙面ではOKでも、デジタルではNO。デジタル化で知ることができない画像が増えることになります。

それでも提示型は35条で守られている部分がありますが、個人型端末はそうはいかない。寺社

仏閣は著作権の主張ではなく、所有していることで。とはいえ、その拘束性は大きくないと思います。文化庁の整備、法改正も進んでいないでしょう。たとえば、金閣寺がデジタル教科書になると収録できない現状です。子どもたちが学ぶ機会が無くなってしまいます。

そこにメスをいれないと、と思ったりします。

035 著作権ではなく、肖像権ということでしょうか？

036 実際の権利は無いと思うんですよね。所有権でもないかと。出版社はお布施のような使用料を払います。言い値で。不思議な構造ですよ。建物の画像はフリーのはずですし。デリケートな部分なんです。

037 今、facebookグループでは、(004)さんの呼びかけにより、著作権についてのワーキンググループが発足しています。(034)さんのコメントを読んでいて、まさにそうした問題があることを、整理して、伝えるべき所へ伝えていきたいと考えています。

先日、CRIC（著作権情報センター）に問い合わせたところ、まだ、教育現場におけるそうした教科書のデジタル化に伴う著作権についての見解について、十分に伝わっていないようで、もっと、伝えていくべきだと思っています。

みなさん、貴重なご意見ありがとうございます。

038 (034)さん 貴重なご意見ありがとうございます。ぜひ、力をお貸してください。

<http://ja-jp.facebook.com/groups/221582267910489/>

「学習者用デジタル教科書導入に必要な著作権法改正 & 教科書検定制度の在り方検討・提案」WG

039 Wikipediaのサイトにある金閣寺の画像は(*10)パブリックドメインであると言ってるので、それを使えばよい？

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%95%E3%82%A1%E3%82%A4%E3%83%AB:Kinkaku3402CBcropped.jpg>

040 金閣寺まで行ってデジカメで撮って使うのも...肖像権の問題でダメなんですかね。

041 通常、屋外の建築物そのものには著作権は働かないはず。ただしその建築物を撮影したり、動画に撮ったり、絵画としたりした場合に、創作性が認められれば著作物となり、その創作者が権利者となるはず。ここで金閣寺側が主張できるのは、例えば写真を撮影したりするために、敷地内に立ち入ることを許可するかしないかだけだろうと思うのだが。。。ちなみに、肖像権は日本の法律には明確な規定はなく、判例で確立しているものとされ、通常人格に対して主張できるものです。

2011.11.23. 0:29 終了

【参考ウェブページ searched by デジ教研facebookグループサポートチーム】

*1 学習者用デジタル教科書：児童・生徒用の1人1台の端末としての教科書。実証実験ではタブレットPCが用いられた。将来的にはiPadのようなタブレット型あるいはその他の形との混合型

も考えられる。

参考資料：実証校向け「学習者用デジタル教科書」100校程度に配布

http://www.kknews.co.jp/maruti/news/2012n/0705_a.html

上記記事の関連資料：

・ICTを活用した先導的な教育の実証研究に関する協議会（第2回）

http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/kenkyu/02ryutsu05_03000049.html

・ガイドライン手引書（2012）～フューチャースクール推進事業2年目の成果をふまえて～

http://www.soumu.go.jp/main_content/000153968.pdf

*2 昨日のミーティング： デジ教研Meeting in Saitama(2011/11/13 13:20-16:45)

参考資料：<http://degisaitama.web.fc2.com/>

*3 DAISY教科書：<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext.html>

*4 河村先生：河村宏氏>DAISYコンソーシアム会長

「DAISYによる教科書づくりを考える」-欧米から学ぶ- 講師プロフィールより

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/daisy/090205daisy_seminar/lectureres_profile1.html

Twitter <https://twitter.com/hkawa33/>

*5 C R I C（著作権情報センター）：<http://www.cric.or.jp/>

*6 野村美佐子氏：日本障害者リハビリテーション協会情報センター長

<http://www.jsrpd.jp/>

*7 EPUB：参考サイト 電子書籍フォーマットの本命、「EPUB」をいまのうちに理解しておく

<http://www.publickey1.jp/blog/11/epub.html>

*8 サピエ図書館：<https://library.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1MN1?S00101=S00MNU01>

*9 青森の神山先生：神山 博（青森公立大学 経営経済学部 教授）

参考資料：マルチメディアDAISY図書製作の負担軽減には？

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/daisy/120205daisy_symp/symp11.html

*10 パブリックドメイン：Wikipedia <http://bit.ly/KK9jP0>

※この議論に意見・提案・追加などがありましたら、冒頭のリンク先のfacebookのグループに入り、ご参加ください。なお、継続議論分がこのドキュメントに反映するかは未定です。

デジ教研アンケート議論ウォール 3 1

<http://p.booklog.jp/book/52342>

著者 : digikyoken (「みんなのデジタル教科書教育研究会」facebookグループ)

著者プロフィール : <http://p.booklog.jp/users/digikyoken/profile>



クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 - 改変禁止 2.1 日本 ライセンスの下に提供されています。

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/2.1/jp/>

感想はこちらのコメントへ

<http://p.booklog.jp/book/52342>

ブックログ本棚へ入れる

<http://booklog.jp/item/3/52342>

電子書籍プラットフォーム : ブクログのパブー (<http://p.booklog.jp/>)

運営会社 : 株式会社ブクログ